

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和34年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(65) [略]</p> <p>(66) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(67)～(73) [略]</p> <p>(74) <u>漁港漁場整備法</u>第25条の規定により<u>指定された漁港</u>管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(75)～(79) [略]</p> <p>(80) <u>漁港漁場整備法</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(81)～(139) [略]</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(65) [略]</p> <p>(66) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(67)～(73) [略]</p> <p>(74) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により<u>決定された漁港</u>管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(75)～(79) [略]</p> <p>(80) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(81)～(139) [略]</p>
2	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>(公園計画の変更の提案に係る添付書類)</u></p> <p><u>第1条の2 条例第6条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。</u></p> <p><u>(1) 条例第6条の2第1項の規定に基づく提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第7条の8第1項又は第16条の6第1項に規定する協議会</u></p>

をいう。以下この条において同じ。)を組織した市町村

(2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第1条の3 条例第6条の3第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書面

ア 条例第6条の3第1項の規定に基づく提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会(条例第7条の8第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。)を組織した市町村

イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第2条の4 条例第7条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第5号、第6号及び第12号に掲げる書類を除く。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の

第2条の4 条例第7条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるもの(運輸施設に関する公園事業にあつては、第5号、第6号及び第11号に掲げる書類を除く。)とする。ただし、行為の規模が大きいため、第1号から第4号までに掲げる縮尺の図面によっては適切に表示することができないと認められる場合にあつては、当該行為に係る施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1程度<sup>程度</sup>の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度<sup>程度</sup>の概況図及び天然色写真
- (3) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。次条第2項において同じ。)を明らかにし

各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(4) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(5) [略]

(6) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他当該公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(7)・(8) [略]

(9) 法人を設立しようとする者にあっては、定款、寄附行為又は規約

(10) [略]

(11) [略]

(12) 公園事業の執行に当たって必要となる資金を調達することができることを証する書類

(13) [略]

(公園事業の内容の変更の認可の申請)

第2条の5 [略]

2 条例第7条第8項において準用する同条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の位置の変更の場合にあっては、変更後の当該公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1

た縮尺1,000分の1程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図

(4) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面

(5) [略]

(6) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他当該公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

(7)・(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 工事の施行を要する場合にあっては、事業資金を調達することができることを証する書類

(12) [略]

(13) 条例第2条第3号ウに掲げる宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあっては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第7条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の内容の変更の認可の申請)

第2条の5 [略]

2 条例第7条第8項において準用する同条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、行為の規模が大きいため、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示することができないと認められる場合にあっては、当該行為に係る施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

(1) 公園施設の位置の変更の場合にあっては、変更後の当該公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1

以上の地形図並びに当該公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1 以上の概況図及び天然色写真

- (2) 公園施設の規模及び構造の変更の場合にあっては、変更後の当該公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1 以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある当該公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1 以上の配置図

(3) [略]

(変更の認可を要しない軽微な変更)

第2条の6 条例第7条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

(1) 条例第7条第4項第1号に掲げる事項

(2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間

(4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額

(5) 第2条の3第2号及び第3号に掲げる事項

(事業の休止及び廃止の承認申請)

第2条の8 条例第7条の2の規定による承認を受けようとする者は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1か月前までに、別に定める様式による公園事業休止（廃止）承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第2条の4第1号及び第2号に掲げる図面

(2) [略]

(地位の承継の承認の申請)

程度の地形図並びに当該公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1 程度の概況図及び天然色写真

- (2) 公園施設の規模及び構造の変更の場合にあっては、変更後の当該公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1 程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある当該公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1 程度の配置図

(3) [略]

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第7条第6項の認可に関し必要があると認めるときは、当該認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(変更の認可を要しない軽微な変更)

第2条の6 条例第7条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

(1) 条例第7条第4項第1号又は第5号に掲げる事項（同号に掲げる事項の変更にあつては、条例第2条第3号ウに掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものを除く。）

(2) 第2条の3各号に掲げる事項（第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

(事業の休止及び廃止の承認申請)

第2条の8 条例第7条の2の規定による承認を受けようとする者は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1か月前までに、別に定める様式による公園事業休止（廃止）承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第2条の4第1項第1号及び第2号に掲げる図面

(2) [略]

(地位の承継の承認の申請)

第2条の9 条例第7条の3第1項の規定による承認を受け

ようとする者は、別に定める様式による譲渡承継による公園事業地位承継承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し

(2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(3) 第2条の4第1項第1号、第2号及び第10号に掲げる図面及び書類

(4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

(5) 条例第2条第3号ウに掲げる宿舎に関する公園事業であって、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第2条の9 条例第7条の3第1項の規定による承認を受けようとする者は、別に定める様式による法人の合併（分割）による公園事業地位承継承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 第2条の4第1号、第2号及び第11号に掲げる図面及び書類

(3) [略]

2 条例第7条の3第2項の規定による承認を受けようとする者は、別に定める様式による相続による公園事業地位承継承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 第2条の4第1号、第2号及び第11号に掲げる図面及び書類

(3) [略]

(4) [略]

(認可の失効の届出)

第2条の10 条例第7条の6第2項の規定による届出は、別に定める様式による公園事業執行認可失効届に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

第2条の10 条例第7条の3第2項の規定による承認を受けようとする者は、別に定める様式による法人の合併（分割）による公園事業地位承継承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 第2条の4第1項第1号、第2号及び第10号に掲げる図面及び書類

(3) [略]

2 条例第7条の3第3項の規定による承認を受けようとする者は、別に定める様式による相続による公園事業地位承継承認申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 第2条の4第1項第1号、第2号及び第10号に掲げる図面及び書類

(3) [略]

(4) [略]

(認可の失効の届出)

第2条の11 条例第7条の6第2項の規定による届出は、別に定める様式による公園事業執行認可失効届に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第2条の4第1号及び第2号に掲げる図面

(2) [略]

(市町村の行う公園事業)

第3条 第2条から前条までの規定(第2条の9第1項第1号及び第3号並びに第2項の規定を除く。)は、条例第7条第2項の規定に基づいて市町村が行う公園事業について準用する。この場合において、第2条中「第7条第3項の認可」とあるのは「第7条第2項の協議」と、第2条の2中「第7条第4項の申請書」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条第4項の協議書」と、「公園事業執行認可申請書」とあるのは「公園事業執行協議書」と、第2条の4中「運輸施設に関する公園事業にあつては、第5号、第6号及び第12号に掲げる書類」とあるのは「市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第6号から第12号までに掲げる書類」と、第2条の5中「第7条第7項の申請書」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条第7項の協議書」と、「公園施設変更等認可申請書」とあるのは「公園施設変更等協議書」と、第2条の8中「第7条の2の規定による承認を受けようとする者」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条の2の規定により届出をしようとする者」と、「公園事業休止(廃止)承認申請書」とあるのは「公園事業休止(廃止)届出書」と、第2条の9第1項中「第7条の3第1項の規定による承認」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条の3第1項の規定による協議」と、「法人の合併(分割)による公園事業地位承継承認申請書」とあるのは「公園事業地位承継協議書」と読み替えるものとする。

(1) 第2条の4第1項第1号及び第2号に掲げる図面

(2) [略]

(市町村の行う公園事業)

第3条 第2条から前条までの規定(第2条の9並びに第2条の10第1項第1号及び第3号並びに第2項の規定を除く。)は、条例第7条第2項の規定に基づいて市町村が行う公園事業について準用する。この場合において、第2条中「第7条第3項の認可」とあるのは「第7条第2項の協議」と、第2条の2中「第7条第4項の申請書」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する条例第7条第4項の協議書」と、「公園事業執行認可申請書」とあるのは「公園事業執行協議書」と、第2条の3中「第7条第4項第6号」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する条例第7条第4項第6号」と、第2条の4第1項中「第7条第5項」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する条例第7条第5項」と、「運輸施設に関する公園事業にあつては、第5号、第6号及び第11号に掲げる書類」とあるのは「市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第6号から第11号までに掲げる書類」と、同条第2項中「第7条第3項の認可」とあるのは「第7条第2項の協議」と、「認可の申請」とあるのは「協議」と、第2条の5第1項中「第7条第7項の申請書」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する条例第7条第7項の協議書」と、「公園施設変更等認可申請書」とあるのは「公園施設変更等協議書」と、同条第2項中「第7条第8項」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する条例第7条第8項」と、同条第3項中「第7条第6項の認可」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する条例第7条第6項の協議」と、「認可の申請」とあるのは「協議」と、第2条の8中「第7条の2の規定による承認を受けようとする者」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する条例第7条の2の規定により届出をしようとする者」と、「公園事業休止(廃止)承認申請書」とあるのは「公園事業休止(廃止)届出書」と、第2条の10第1項中「第7条の3第2項の規定による承認」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する条例第7条の3第2項の規定による協議」と、「法人の合併(分割)による公園事業地位承継承認申請書」とあるのは「公園事業地位承継協議書」と読み替えるものとする。

(協議会の公表)

第3条の2 条例第7条の8第4項の規定による公表は、次

に掲げる事項について行うものとする。

(1) 協議会（条例第7条の8第1項に規定する協議会をいう。第3条の4第2項及び第3条の6において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第7条の8第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第3条の3 条例第7条の9第1項の規定に基づく認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、別に定める様式による利用拠点整備改善計画認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示することができないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

(1) 計画区域（条例第7条の9第2項第1号に規定する計画区域をいう。次号において同じ。）の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1程度の地形図

(2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 条例第7条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、市町村が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第2条の4第1項第1号及び第2号に掲げる書類に限る。）

ア 第2条の4第1項第1号、第2号、第7号、第8号、第10号及び第12号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第7条第6項（条例第7条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第2条の4第1項第1号及び第2号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類（同項第1号及び第2号に掲げる書類を除く。）

(5) 条例第10条第4項の規定による許可を要する利用拠

点整備改善事業に関する第4条第1項の表に掲げる位置図、概況図及び写真

(6) 条例第12条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第6条の表に掲げる位置図、概況図及び写真

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第7条の9第4項の認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該認定の申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第3条の4 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載に当たっては、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示するものとする。

2 条例第7条の9第2項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第10条第4項の規定による許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(5) 条例第12条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第3条の5 第3条の2第2項の規定は、条例第7条の9第6項(条例第7条の10第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表について準用する。

(利用拠点整備改善計画の変更の申請)

第3条の6 条例第7条の10第1項の規定による認定を受けようとする者は、別に定める様式による利用拠点整備改善計画変更認定申請書を知事に提出しなければならない。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第3条の7 条例第7条の10第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

(特別地域の区分)

第3条の2 [略]

(特別地域内における行為の許可申請)

第4条 条例第10条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる申請書に、同表右欄に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長に提出しなければならない。

行為の種類	申請書	添付書類
条例第10条第4項第1号に該当する行為	[略]	位置図 概況図 写真 各階平面図 二面以上の立面図 二面以上の断面図 構造図 意匠配色図 修景計画図
[略]		
条例第10条第4項第4号に該当する行為	[略]	位置図 概況図 写真 修景計画図（施設を設ける場合は、以上に掲げるもののほか各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の構造図及び意匠配色図を添付すること。）
[略]		

備考 添付書類の欄に掲げる用語の意義は、次に掲げる

(3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

(4) 第2条の6各号に掲げる変更

(5) 計画期間の変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第7条の10第3項において準用する条例第7条の9第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)

第3条の8 条例第7条の10第2項の規定による届出は、別に定める様式による利用拠点整備改善計画軽微変更届を提出して行わなければならない。

(特別地域の区分)

第3条の9 [略]

(特別地域内における行為の許可申請)

第4条 条例第10条第4項の規定による許可を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる申請書に、同表右欄に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長に提出しなければならない。ただし、行為の規模が大きい場合、次の表の備考に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示することができないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

行為の種類	申請書	添付書類
条例第10条第4項第1号に該当する行為	[略]	位置図 概況図 写真 各階平面図 二面以上の立面図 二面以上の断面図 意匠配色図 修景計画図
[略]		
条例第10条第4項第4号に該当する行為	[略]	位置図 概況図 写真 修景計画図（施設を設ける場合は、以上に掲げるもののほか各階平面図、二面以上の立面図及び意匠配色図を添付すること。）
[略]		

備考 添付書類の欄に掲げる用語の意義は、次に掲げる

とおりとする。

- (1) 位置図 行為の場所を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図
- (2) 概況図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図
- (3) [略]
- (4) 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図及び意匠配色図 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 修景計画図 行為終了後における植栽その他修景方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

2 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、前項の表の中欄に掲げる申請書には、同表の右欄に掲げる添付書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 [略]

(特別地域内における行為の許可の基準)

第4条の2 [略]

2～9 [略]

10 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) [略]

とおりとする。

- (1) 位置図 行為の場所を明らかにした縮尺2万5千分の1程度の地形図
- (2) 概況図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図
- (3) [略]
- (4) 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) 修景計画図 行為終了後における植栽その他修景方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

2 知事は、前項の表の右欄に掲げる添付書類のほか、条例第10条第4項の規定による許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、第1項の表の中欄に掲げる申請書には、同表の右欄に掲げる添付書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1)～(4) [略]

4 [略]

(特別地域内における行為の許可の基準)

第4条の2 [略]

2～9 [略]

10 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 申請に係る場所が、条例第10条第4項の規定による許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

11 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

12 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可の基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア～ウ [略]

(3)・(4) [略]

13 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

11 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第2号、第8号及び第10号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

12 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可の基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第2号及び第8号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第10号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア～ウ [略]

(3)・(4) [略]

13 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

ア 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

14～19 [略]

20 条例第10条第4項第6号に掲げる行為に係る許可の基準は、次の各号のいずれかとする。

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類するものをいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ [略]

エ 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。

オ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

カ [略]

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エからカまでの規定の例によるほか、広告物等が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～オ [略]

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エからカまで及び前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ [略]

イ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ウ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

エ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

14～19 [略]

20 条例第10条第4項第6号に掲げる行為に係る許可の基準は、次の各号のいずれかとする。

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類するものをいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ [略]

エ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(イ) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(ウ) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ [略]

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エ及びオの規定の例によるほか、広告物等が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～オ [略]

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エ及びオ並びに前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ [略]

(4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号カ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ [略]

(5) [略]

21～28 [略]

29 [略]

30 [略]

(土地所有者等との協議)

第4条の3 [略]

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(139) [略]

(普通地域内における行為の届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる届書に同表の右欄に掲げる書類を添えてしなければならない。

(4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号才及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ [略]

(5) [略]

21～28 [略]

29 条例第10条第4項第17号に掲げる行為であつてこの規則に定めるものに係る許可の基準は、次の各号のいずれかとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

30 [略]

31 [略]

(土地所有者等との協議)

第4条の3 [略]

(特別地域内における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第4条の3の2 条例第10条第4項第17号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第5条 条例第10条第8項第5号に規定する行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(139) [略]

(普通地域内における行為の届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる条例の規定による行為の種類に従い、同表の中欄に掲げる届書に同表の右欄に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次の表の備考に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示することができないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの

行為の種類	届 書	添付書類
条例第12条第1項第1号に該当する行為	[略]	位置図 概況図 写真 各階平面図 二面以上の 立面図 二面以上の断面 図 構造図 意匠配色図 修景計画図
[略]		

備考 添付書類の欄に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図 行為の場所を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図
- (2) 概況図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図
- (3) [略]
- (4) 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図及び意匠配色図 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 修景計画図 行為終了後における植栽その他修景方法を明らかにした1,000分の1以上の図面  
(普通地域内における届出を要しない行為)

第8条 条例第12条第7項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

図面に代えることができる。

行為の種類	届 書	添付書類
条例第12条第1項第1号に該当する行為	[略]	位置図 概況図 写真 各階平面図 二面以上の 立面図 二面以上の断面 図 意匠配色図 修景計 画図
[略]		

備考 添付書類の欄に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図 行為の場所を明らかにした縮尺2万5千分の1程度の地形図
- (2) 概況図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図
- (3) [略]
- (4) 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) 修景計画図 行為終了後における植栽その他修景方法を明らかにした1,000分の1程度の図面  
(普通地域内における届出を要しない行為)

第8条 条例第12条第7項第5号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。)

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(14) 第7条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

(15)～(17) [略]

(許可の申請書又は届出書の添付書類の省略等)

第8条の2 [略]

(市町村の行う生態系維持回復事業)

第8条の8 [略]

(15)～(17) [略]

(18) 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

(許可の申請書又は届出書の添付書類の省略等)

第8条の2 [略]

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第8条の2の2 条例第16条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 野生動物（条例第16条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

(市町村の行う生態系維持回復事業)

第8条の8 [略]

（協議会の公表）

第8条の9 第3条の2の規定は、条例第16条の6第3項において準用する条例第7条の8第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第3条の2第1項第1号中「第7条の8第1項」とあるのは「第16条の6第1項」と、「第3条の4第2項及び第3条の6」とあるのは「第8条の11第2項及び第8条の13」と、同項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「県立自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第8条の10 条例第16条の7第1項の規定に基づく認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、別に定める様式による自然体験活動促進計画認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示することができないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に代えること

ができる。

(1) 計画区域（条例第16条の7第2項第1号に規定する計画区域をいう。次条において同じ。）の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1程度の地形図

(2) 条例第10条第4項の規定による許可を要する自然体験活動促進事業に関する第4条第1項の表に掲げる位置図、概況図及び写真

(3) 条例第12条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第6条の表に掲げる位置図、概況図及び写真

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第16条の7第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該認定の申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第8条の11 自然体験活動促進事業の実施主体の記載に当たっては、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示するものとする。

2 条例第16条の7第2項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の名称

(2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第10条第4項の規定による許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(5) 条例第12条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

(7) その他参考となるべき事項

（認定を受けた自然体験活動促進計画の公表）

第8条の12 第3条の2第2項の規定は、条例第16条の7第5項（条例第16条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表について準用する。

（自然体験活動促進計画の変更の申請）

第8条の13 条例第16条の8第1項の規定による認定を受けようとする者は、別に定める様式による自然体験活動促進

計画変更認定申請書を知事に提出しなければならない。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第8条の14 条例第16条の8第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更

(3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

(4) 計画期間の変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第16条の8第3項において準用する条例第16条の7第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)

第8条の15 条例第16条の8第2項の規定による届出は、別に定める様式による自然体験活動促進計画軽微変更届を提出して行わなければならない。

(公園管理団体となることができる法人)

第12条 条例第23条第1項の規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合とする。

(公園管理団体の指定基準)

(公園管理団体の指定基準)

第12条 条例第23条第1項の規定に基づく公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第24条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第24条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 営利を目的としないことその他条例第24条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第13条 条例第23条第1項の規定に基づく公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) [略]
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第24条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第24条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 条例第24条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(5) 会社又は森林組合にあつては、県立自然公園の植生

の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県立自然公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の4の規定は、この規則の施行の日以後にされる県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号。以下「条例」という。）第7条第4項の規定による認可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による認可の申請については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第4条の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる条例第10条第4項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。